

北海道地球温暖化防止対策条例及び北海道地球温暖化防止対策条例施行規則の一部改正（素案）に係る道民意見提出手続の意見募集結果

北海道地球温暖化防止対策条例及び北海道地球温暖化防止対策条例施行規則の一部改正（素案）について、道民意見提出続により、道民の皆様からご意見を募集したところ、21個人、4団体から、延べ79件のご意見が寄せられました。

ご意見の概要及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

※「意見に対する道の考え方」の欄のA～Eの区分は次のとおりです。

A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

※頁番号順に掲載（同頁内では順不同）、複数頁に係る場合は最初の頁番号で、特定頁に係るものでない場合は末尾に掲載。

No.	頁	ご意見の概要	ご意見に対する道の考え方
1	別紙p1 1 条例の名称	法律の名前と同様に地球温暖化防止のフレーズは残すべき。	いただいたご意見も参考に、ゼロカーボン北海道の実現に向けて、地球温暖化対策を推進していくことを分かりやすく示す名称について検討してまいります。 B
2	別紙p1 1 条例の名称	「ゼロカーボン北海道」への取組が、道民全体の課題として認識できるよう、分かりやすく発信力がある条例名称としてほしい。	いただいたご意見も参考に、ゼロカーボン北海道の実現に向けて、地球温暖化対策を推進していくことを分かりやすく示す名称について検討してまいります。 B
3	別紙p1 2(1) 目的	なぜゼロカーボン北海道を目指すのか道民に説明すべき。	いただいたご意見も参考に、条例において、ゼロカーボン北海道の定義やその実現に向けた基本理念、道の責務などを示すことを検討してまいります。今後とも、ゼロカーボン北海道の趣旨や目的について、道民の皆様への丁寧な説明に努めてまいります。 B
4	別紙p1 2(1) 目的	ゼロカーボン北海道を目指すならば条例にその意味を書いてみんなに分らせる必要がある。	いただいたご意見も参考に、条例において、ゼロカーボン北海道の定義やその実現に向けた基本理念、道の責務などを示すことを検討してまいります。今後とも、ゼロカーボン北海道の趣旨や目的について、道民の皆様への丁寧な説明に努めてまいります。 B
5	別紙p1 2(1) 目的	ゼロカーボン北海道の意味と目指す終着点をはっきりさせるべき。	いただいたご意見も参考に、条例において、ゼロカーボン北海道の定義やその実現に向けた基本理念、道の責務などを示すことを検討してまいります。今後とも、ゼロカーボン北海道の趣旨や目的について、道民の皆様への丁寧な説明に努めてまいります。 B
6	別紙p1 2(1) 目的	ゼロカーボンは今からやってももらわないと今後につけを残すことになるのでとても大事。ただゼロカーボンを実現すると断言できるのか。目指すものであり、法を学んでいるので表現は適切にしないといけないと思う。	道では地球温暖化対策を総合的・計画的に推進するため、これまで地球温暖化防止対策条例に基づき地球温暖化対策推進計画を策定し、目指す姿として2050年までのゼロカーボン北海道の実現という長期的目標を掲げ、種々の取組を進めており、今後ともいただいたご意見も参考に、目標の達成に努めてまいります。 C
7	別紙p1 2(2) 基本理念	ゼロカーボン北海道の実現に向けた「基本理念」について、分かるように説明しないとならない。	現条例では規定されておりましたが、いただいたご意見も参考に、ゼロカーボン北海道の実現に向けて道民や事業者の方々などが共通認識をもって取組を進めていただけるよう基本的な理念を新たに設けることを検討してまいります。 B
8	別紙p1 2(3) 道の責務	地球温暖化防止対策は、実践にはまだ浸透が足りない。普及や啓発の重要性を条例に入れ、多くの方に実践してもらえよう検討して欲しい。	いただいたご意見も参考に、条例において、道の責務として、道民や事業者へゼロカーボン北海道の実現に向けた取組を促進するための分かりやすい情報提供を行うことや地球温暖化対策の重要性について道民の理解促進を図るための情報提供の規定などを検討し、より多くの方々実践していただけるよう努めてまいります。 B
9	別紙p1 2(3) 道の責務	「ゼロカーボン北海道」や「地球温暖化」とは何かといった教育が大事である。	いただいたご意見も参考に、道の責務として、気候変動や環境に関する教育及び学習の推進について規定することを検討してまいります。 いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。 B

No.	頁	ご意見の概要	ご意見に対する道の考え方
10	別紙p1 2(3) 道の責務	本当に地球温暖化が進んでいるのか疑問。しっかり説明して欲しい。情報をもっと提供して欲しい。	2021年8月にまとめられた気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が公表している報告書では「人間の影響が大气、海洋及び陸域を温暖化させてきたことは疑う余地がない」と明記され、地球温暖化の進行に伴い今後も極端な高温や大雨等が起こるリスクが増加することなどが示されております。 いただいたご意見も参考に、条例において、道の責務として道民や事業者へゼロカーボン北海道の実現に向けた取組を促進するための分かりやすい情報提供を行うことや地球温暖化対策の重要性について道民の理解促進を図るための情報提供の規定などを検討してまいります。 いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただき、道民の皆様への分かりやすい説明に努めてまいります。 C
11	別紙p1 2(3) 道の責務	道の責務として「専門知識又は技術を有する人材の育成」とあるが、事業者及び道民の行動変容を促進し、各種施策を効率的・効果的に実施するためには、人材の育成とともに各種支援制度と企業を積極的・意図的に繋ぐコーディネータの配置や仕組みが重要。「北海道よろず支援拠点」等を活用した体制を強化して欲しい。	いただいたご意見も参考に、道の責務として、専門的な知識又は技術を有する人材の育成を図るとともに、道民及び事業者へゼロカーボン北海道の実現に向けた取組を促進するための分かりやすい情報提供の規定を検討しております。また、事業者の排出量削減に向けた報告・取組の動機付けとなるような方策や事業者の取組への支援措置などについても検討してまいります。 いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。 C
12	別紙p1 2(3) 道の責務	道のゼロカーボン北海道実現に向けた本気度を示すため、財政的支援を追加すべき。これに伴い「13 財政上の措置」は、「財政上の措置を講ずる」と明記すべき。	新たに「必要な財政上の措置を講ずるよう努める」旨の規定を盛り込み、道民、事業者、市町村の支援や道の率先実行、人材・産業の育成などの役割をしっかりと担っていけるよう検討してまいります。 C
13	別紙p1 2(4) 観光旅行者等の責務	観光旅行者等の「等」とは何を示すのか。	ビジネスや余暇滞在など観光以外に一時的に滞在する方を考えております。 E
14	別紙p1 2(4) 観光旅行者等の責務	一時的に滞在する人もゼロカーボンに協力すべき。	いただいたご意見も参考に、一時的に滞在する方についても、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組に協力し、温室効果ガスの排出量の削減等に努めていただく規定について検討してまいります。 B
15	別紙p1 2(4) 観光旅行者等の責務	観光旅行者等への責務について、理念自体は理解できるが、実効性の確保に難点があるため、削除すべき。	道では、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとするゼロカーボン北海道の実現を目指し、2030年には国の削減目標を上回る目標を掲げており、道内においては、一時滞在の観光旅行者等のご協力もいただきながら、より一層の削減に取り組む必要があると考えております。 観光旅行者等におかれましても、宿泊中の節電、冷暖房管理、公共交通機関での移動やアイドリングストップ励行など自主的な取組に努めていただけるようご協力をお願いしたいと考えております。 D
16	別紙p2 4(1) 事業者の排出量削減	事業者に対して努力を促す記載があるが、それを支援する取組が弱すぎる。	いただいたご意見も参考に、事業者の排出量削減に向けた報告や取組の動機付けとなるような方策、事業者の取組への支援措置などについても検討してまいります。 C
17	別紙p2 4(2) カーボン・オフセットの推進	カーボンオフセットの意味が分からない。条例では分かるように書かないと理解できないと思う。	いただいたご意見も参考に、条例において、カーボン・オフセットの分かりやすい説明を加えるよう検討してまいります。 B
18	別紙p2 4(4) 事業者温室効果ガス削減等計画書等の作成	客待ちや空車タクシーがアイドリングを続けており、排出量削減の観点から条例で規制すべき。	条例において、自動車等のアイドリングストップを行う努力規定を継続し、事業者等への周知等を行ってまいります。 B
19	別紙p2 4(4) 事業者温室効果ガス削減等計画書等の作成	トラックやバスはもっとエコな車種に変えていくべき。	事業者温室効果ガス削減等計画書等の提出を通じて、可能な範囲で燃費のよい車種を選択など事業者に応じた削減に向けた取組の促進を検討しております。 C
20	別紙p2 4(4) 事業者温室効果ガス削減等計画書等の作成	「ゼロカーボン北海道」の実現をめざすなら、届出対象の事業者をさらに拡大すべき。	今回の改正素案では、事業者温室効果ガス削減等計画書等の提出を要する特定事業者のうち、自動車運送事業者の規模要件の拡大を検討しているほか、特定事業者以外の事業者についても任意で簡易な排出量報告書を提出できるよう規定の拡充を検討しております。 B

No.	頁	ご意見の概要	ご意見に対する道の考え方
21	別紙p2 4(4) 事業者 温室効果ガ ス削減等計 画書等の作 成	事業者には少しは痛みを伴うような規制をしなければ、地球温暖化対策は進まないだろう。	今回の改正素案では、事業者温室効果ガス削減等計画書等の提出を要する特定事業者のうち、自動車運送事業者の規模要件の拡大や特定事業者以外の事業者についても任意で簡易な排出量報告書を提出できるよう規定の拡充などを検討しており、計画書等の提出を通じて、さらなる削減に向けた取組の促進を検討してまいります。 D
22	別紙p2 4(4) 事業者 温室効果ガ ス削減等計 画書等の作 成	計画書や報告書の提出時期は、異なるとどちらかが忘れる可能性があるため、国とあわせるべき。	いただいたご意見も参考に、国の法律の規定に基づく温室効果ガス排出量報告書等の提出時期にあわせ、条例においても、これまでの12月末の報告から7月末に変更するよう検討してまいります。 B
23	別紙p2 4(4) 事業者 温室効果ガ ス削減等計 画書等の作 成	計画書や報告書は簡単に届け出ることができる方法に見直して欲しい。	いただいたご意見も参考に、報告方法等については、これまでの報告様式（紙）による提出のほか、WEB上での報告フォームによる簡便な方法も可能とするなど報告の負担を軽減するよう検討してまいります。 B
24	別紙p2 4(4) 事業者 温室効果ガ ス削減等計 画書等の作 成	事業者が事業活動において排出する温室効果ガスの排出量を把握し、省エネの推進や再エネの導入など、排出量削減に努めることは重要だが、計画書等の作成作業が中小企業の事業活動の過度な負担とならないよう配慮して欲しい。	いただいたご意見も参考に、特定事業者以外による排出量簡易報告書については、これまでの報告様式（紙）による提出のほか、WEB上での報告フォームによる簡便な方法も可能とするなど報告の負担を軽減するよう検討してまいります。 B
25	別紙p2 4(4) 事業者 温室効果ガ ス削減等計 画書等の作 成	条例や規則に示されている温室効果ガス削減や再エネに関する規制は、既存の温対法やエネルギー供給高度化法、GXリーグの環境に対する取組と重複している部分がある。国への報告資料の提供やHP上の資料等掲載箇所の明示等で提示できる場合は、それをもって報告に代えるなど、事業者の事務作業軽減に向けた措置を検討してほしい。	今回の改正素案では、事業者の更なる温室効果ガスの排出量削減を促進するため、計画書等に削減目標を追加するとともに、道内の再エネや吸収源の最大限の活用を図るため再エネ導入の目標及び実績、吸収源対策を項目として追加することを検討しております。 法と条例で事業者等に求める温室効果ガス削減や再生可能エネルギーに関する報告内容については、一部で報告項目が重複しておりますが、国の報告には道が求める再エネ利用量の記載がないなどの違いもあります。 また、報告対象要件については、法は全国に有する全ての事業所の合算で要件を設定しているのに対し、条例は道内に有する事業所の合算で要件を設定するなど、対象規模や地域が異なっております。 いただいたご意見も参考に、報告方法等については、これまでの報告様式（紙）による提出のほか、WEB上での報告フォームによる簡便な方法も可能とするほか、報告時期を国に合わせるなど、報告の負担を軽減するよう検討してまいりますので、ご理解いただき、道への提出をお願いいたします。 C
26	別紙p2 4(4) 事業者 温室効果ガ ス削減等計 画書等の作 成	事業者温室効果ガス削減等計画書及び実績報告書の項目追加は、事務量増加などの負担が大きいが、項目追加の意義や目的、報告された内容の活用方法について明確に示せないのであれば、安易な項目の追加はすべきでない。	今回の改正素案では、事業者の更なる温室効果ガスの排出量削減を促進するため、計画書等に削減目標を追加するとともに、道内の再エネや吸収源の最大限の活用を図るため再エネ導入の目標及び実績、吸収源対策を項目として追加することを検討しております。これらの項目については、他社の状況の把握を望む事業者が多くなっているものでもあります。 道では、報告データの有効活用に向けて、データの2次的利用が可能なオープンデータ化のほか、業種別にとりまとめるなど分かりやすくまとめ、報告事業者の効果的な取組事例などを他社が参考にできるよう公表し、さらなる事業者の自主的な取組や意欲向上を促進していくことを検討してまいります。 D
27	別紙p2 4(4) 事業者 温室効果ガ ス削減等計 画書等の作 成	せっかく根付いてきた届出などの制度はまだ温暖化が収まらないなら継続すべき。	いただいたご意見も参考に、事業者温室効果ガス削減等計画書等の提出については継続するとともに、提出を要する特定事業者のうち、自動車運送事業者の規模要件の拡大を検討しているほか、特定事業者以外の事業者についても任意で簡易な排出量報告書を提出できるよう規定の拡充を検討してまいります。 B
28	別紙p2 4(4) 事業者 温室効果ガ ス削減等計 画書等の作 成	報告や取組を実施することによる事業者へのインセンティブの付与を検討して欲しい。	いただいたご意見も参考に、事業者の排出量削減に向けた報告や取組の動機付けとなるような方策、事業者の取組への支援措置などについても検討してまいります。 C
29	別紙p3 4(5) 特定事 業者以外に よる事業者 排出量簡易 報告書の作 成	特定事業者以外の事業者も任意で事業者排出量簡易報告書を提出できることとなっているが、報告を増やすためには、具体的な支援制度の創設などインセンティブが必要。	いただいたご意見も参考に、事業者の排出量削減に向けた報告や取組の動機付けとなるような方策、事業者の取組への支援措置などについても検討してまいります。 C

No.	頁	ご意見の概要	ご意見に対する道の考え方
30	別紙p3 5(1) 次世代 自動車の普 及促進	現状の電力の大半は火力発電に基づいており、電力の逼迫が頻繁に叫ばれる日本では、次世代自動車の普及は無理がある。若年層の大半は非正規労働による低賃金で、割高な次世代自動車の購入は無理がある。	本道では全国と比べて運輸部門の排出割合が高くなっておりま す。走行時に温室効果ガスを排出しない、又は排出量の少ない次世 代自動車の普及拡大を図るため、国では補助制度や税制上の優遇等 の支援措置などを講じ、2035年までに乗用車新車販売に占める電 動車の割合を100%とする目標を設定していることなども踏まえ、 道としても次世代自動車の普及促進に取り組むこととしておりま す。 D
31	別紙p3 5(1) 次世代 自動車の普 及促進	ヨーロッパでは、電気自動車の充電設備のある場所が限られ、充電時間も長いことから、自宅の駐車スペース脇に自家発電装置を設置して、CO2を排出しながら電気自動車を充電するという、本末転倒な結果を招いている。	本道では全国と比べて運輸部門の排出割合が高くなっておりま す。走行時に温室効果ガスを排出しない、又は排出量の少ない次世 代自動車の普及拡大を図るため、国では補助制度や税制上の優遇等 の支援措置などを講じ、2035年までに乗用車新車販売に占める電 動車の割合を100%とする目標を設定していることなども踏まえ、 道としても次世代自動車の普及促進に取り組むこととしておりま す。 D
32	別紙p3 5(1) 次世代 自動車の普 及促進	電気自動車の寒冷地での航続距離は、30%～40%低下するデータがある。厳冬期にはバッテリー切れで凍死する事故が懸念されるため、不向きではないか。	本道では全国と比べて運輸部門の排出割合が高くなっておりま す。走行時に温室効果ガスを排出しない、又は排出量の少ない次世 代自動車の普及拡大を図るため、国では補助制度や税制上の優遇等 の支援措置などを講じ、2035年までに乗用車新車販売に占める電 動車の割合を100%とする目標を設定していることなども踏まえ、 道としても次世代自動車の普及促進に取り組むこととしておりま す。 D
33	別紙p3 5(1) 次世代 自動車の普 及促進	次世代自動車の普及促進について、電気自動車を買えと言うが、高く買えない。義務化するなら助成が必要。義務づけしないなら道のアピールが必要。	本道では全国と比べて運輸部門の排出割合が高くなっておりま す。走行時に温室効果ガスを排出しない、又は排出量の少ない次世 代自動車の普及拡大を図るため、国では補助制度や税制上の優遇等 の支援措置などを講じ、2035年までに乗用車新車販売に占める電 動車の割合を100%とする目標を設定していることなども踏まえ、 道としても次世代自動車の普及促進に取り組むこととしておりま す。 いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。 C
34	別紙p3 5(1) 次世代 自動車の普 及促進	EVの原材料である鉱物資源の採掘にあたり、自然環境が破壊されている例があり、安易にEVを普及促進すべきでない。また、道としてもEV生産にあたり環境破壊がないか、調べる必要がある。	本道では全国と比べて運輸部門の排出割合が高くなっておりま す。走行時に温室効果ガスを排出しない、又は排出量の少ない次世 代自動車の普及拡大を図るため、国では補助制度や税制上の優遇等 の支援措置などを講じ、2035年までに乗用車新車販売に占める電 動車の割合を100%とする目標を設定していることなども踏まえ、 道としても次世代自動車の普及促進に取り組むこととしておりま す。 D
35	別紙p3 5(1) 次世代 自動車の普 及促進	自動車のアイドリングストップをもっと徹底させるべき。電気自動車なんて買えないんだからせめてCO2を排出しないようにするとカールールを作ってはどうか。	いただいたご意見も参考に、自動車等のアイドリングストップを 行うよう努力義務の規定を継続し、事業者等への周知を行ってまい ります。 C
36	別紙p3 5(2) 物流に おける温室 効果ガスの 排出の量の 削減	運搬の融通を効かすなど、効率化できないのか。	今回の改正素案では、配送の共同化等による効率的な輸送に努め ることとしております。 B
37	別紙p3 6 機械器具 に関する地 球温暖化対 策	物流事業者の効率的な輸送として、「貨物へのモーダルシフトや配送の共同化等」を追加して欲しい。	今回の改正素案では、配送の共同化等による効率的な輸送には、 モーダルシフトの推進等も含まれております。 B
38	別紙p3 6 機械器具 に関する地 球温暖化対 策	最新の寒冷地向け暖房エアコンは-25℃でも動作保証し、200V仕様の暖房エアコンが取り付け可能ならば、灯油ストーブよりも暖房費が安くなる。	いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。 C
39	別紙p3 6 機械器具 に関する地 球温暖化対 策	道からホテルや旅館に対して、エアコンフィルターの掃除を徹底するよう指導するだけでも、かなりの省エネにつながる。	いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。 C
40	別紙p3 6 機械器具 に関する地 球温暖化対 策	寒冷地である北海道はエアコンではなくストーブを使うことを推奨し、エアコンは病院など必要最小限にとどめるべき。エアコンに比べ、ストーブのCO2排出量が少ないことを示すべき。	いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。 C
41	別紙p3 6 機械器具 に関する地 球温暖化対 策	照明器具のLED化により、どの程度CO2削減効果、節約効果があるのか周知すべき。	いただいたご意見も参考に、道民や事業者の更なる省エネの取組 などが促進されるよう情報提供に努めてまいります。 B

No.	頁	ご意見の概要	ご意見に対する道の考え方
42	別紙p3 7(1) 建築物に係る温室効果ガスの排出量の削減等	公共・民間問わず、設計段階から積極的に省エネ資材を組み込むようにして欲しい。	今回の改正素案では、建築物の設計段階から温室効果ガスの排出量削減等を促進するため、新たに建築士による新築等の設計時に、建築物に係るエネルギー使用の合理化について建築主の理解を深めるよう、必要な情報提供を行っていただく旨の規定を検討しております。 いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
43	別紙p3 7(1) 建築物に係る温室効果ガスの排出量の削減等	建築物施工時における環境配慮型建機の積極的な利用を推進して欲しい。	今回の改正素案では、建設事業者を含めて事業者は、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出量を把握し、その事業形態に応じて、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入など温室効果ガスの排出量の削減等に資する措置を講ずるよう努めていただくよう規定の拡充を検討しております。いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
44	別紙p3 7(1) 建築物に係る温室効果ガスの排出量の削減等	建築現場事務所へのソーラーパネル設置を推奨して欲しい。	今回の改正素案では、建設事業者を含めて事業者は、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出量を把握し、その事業形態に応じて、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入など温室効果ガスの排出量の削減等に資する措置を講ずるよう努めていただくよう規定の拡充を検討しております。 いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
45	別紙p3 7(1) 建築物に係る温室効果ガスの排出量の削減等	北海道の地域特性として全国に比べ家庭部門の温室効果ガス排出量の割合が多いが、ヒートポンプを活用した高効率給湯設備や断熱効果が高いトリプルガラスなど、既存住宅の省エネ化への支援を強化して欲しい。	今回の改正素案では、新たに道は積雪寒冷な地域特性に対応した北方型住宅など省エネルギー性能の高い建築物の普及促進に努める規定などを検討しております。 いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
46	別紙p3 7(1) 建築物に係る温室効果ガスの排出量の削減等	段階的に省エネ性能の適合を義務化し、将来的にはZEH・ZEB基準を目指して欲しい。	国では2025年に全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準を義務付ける予定となっております。 今回の改正素案では、新たに道は積雪寒冷な地域特性に対応した北方型住宅など省エネルギー性能の高い建築物の普及促進に努める規定などを検討しており、今後とも建築物に係るエネルギー使用の合理化の推進に努めてまいります。
47	別紙p3 7(1) 建築物に係る温室効果ガスの排出量の削減等	暖房による二酸化炭素排出の削減に優先的に取り組むべき。北方型住宅の普及や既設住宅に対する高断熱化の取組をPRし、助成するべき。	今回の改正素案では、道民が日常生活において温室効果ガスの排出量を把握し、排出量に応じて省エネルギーに資する取組を講ずるよう必要な情報提供を行う規定の拡充のほか、道民、事業者は冷暖房機の適切な温度設定に努めていただく規定などの拡充、積雪寒冷な地域特性に対応した北方型住宅など省エネルギー性能の高い建築物の普及促進の規定などを検討しております。 いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
48	別紙p4 7(2) 道産木材の利用の促進	北海道ならではの対策として、木材をたくさん植えてたくさん利用し、経済の活性化につながるようにして欲しい。	今回の改正素案では、道民及び事業者は、建築物への道産木材の利用に努めていただく規定のほか、道は自ら整備する建築物に道産木材の利用に努めるとともに、木造建築物の普及、木材利用に関する情報提供、木造建築物の設計等の知識を有する人材の育成など必要な措置を講ずる規定を検討しております。 いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
49	別紙p4 7(3) 建築物環境配慮計画書の作成	建築分野への地球温暖化対策の継続的な普及活動と、基準の確立が必要である。建築物配慮計画書等で、継続的な問題提起と適格な指針を示してはどうか。	今回の改正素案では、建築物の設計段階から温室効果ガスの排出量削減等を促進するため、新たに建築士による新築等の設計時に、建築物に係るエネルギー使用の合理化について建築主の理解を深めるよう、必要な情報提供を行っていただく旨の規定を検討しております。 いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます、建築物環境配慮計画書の提出を通じて建築物の省エネルギー化が図られるように努めてまいります。
50	別紙p4 8 再生可能エネルギーの利用に関する地球温暖化対策	太陽光パネルが得なのか示してほしい。	今後とも再生可能エネルギーの利用の促進に向けて、事業者等と連携を図りながら、分かりやすい情報の提供に努めてまいります。
51	別紙p4 8 再生可能エネルギーの利用に関する地球温暖化対策	再生可能エネルギーとは何か、明確な説明がないと分からない。	いただいたご意見も参考に、再生可能エネルギーの定義について、条例に盛り込むことを検討してまいります。
52	別紙p4 8 再生可能エネルギーの利用に関する地球温暖化対策	現行の条例及び施行規則の方がよい。再エネの計画はずさんなものが多い。現行でもずさんなのに計画書等の提出を求めなければ、さらにずさんな事業が増える。これ以上ずさんなものにしないため、現行どおり計画の提出を求めるべきである。	今回の改正素案では、小売電気事業者に求める再エネ計画書及び報告書の提出は継続することを検討しております。また、その項目には調達する電気の電源構成見込又は実績、道内で発電された再エネ電気の調達量見込又は実績を追加拡充することを検討しております。 いただいたご意見は、今後の運用などの参考とさせていただきます。

No.	頁	ご意見の概要	ご意見に対する道の考え方
53	別紙p4 8(2) 再生可能エネルギー計画書等の作成	「8再生可能エネルギーの利用に関する地球温暖化対策」と定めているが、地球温暖化対策を目的とするのであれば「再生可能エネルギー」ではなく、2050年のカーボンニュートラルに向けては、水素やアンモニアなどの非化石エネルギーを活用していく方向が国から示されていることから、より広義の「非化石エネルギー」とすべき。	道では、本道の優位性を最大限に活用し、豊かな森林等の吸収源や道内に豊富に賦存する再生可能エネルギーの最大限の導入を通じて、ゼロカーボンの実現を目指しているところです。 二酸化炭素を発生しない水素等については、地球温暖化対策に資することから、その取組について再生可能エネルギー計画書や報告書の項目に記載できるようにし、その内容を道が公表することにより、小売電気事業者が行う水素等の取組について広く周知できるよう検討してまいります。
			C
54	別紙p4 8(2) 再生可能エネルギー計画書等の作成	「(2)再生可能エネルギー計画書等の作成」における実績の報告について、HP等において必要な情報を公開している場合は、公表先の明示等により提出の省略を可能とするなど、事業者の事務作業軽減に向けた措置を検討いただきたい。	事業者の負担軽減を図るため、これまでの報告や公表の方法を改め、WEB上の報告フォームから提出することを可能にするなどの省力化のほか、提出いただいたデータにより表やグラフに加工するなどわかりやすい公表に向けた改善についても検討を進めてまいります。 引き続き、道への報告について、ご協力をお願いいたします。
			C
55	別紙p4 8(2) 再生可能エネルギー計画書等の作成	調達する電気の電源構成に係る実績値にあたっては、「電力の小売営業に関する指針」に示された方法としていただきたい。	再生可能エネルギー計画書・報告書の項目に追加検討している「調達する電気の電源構成の実績値」の算定については、国の指針で示される方法としたいと考えております。
			B
56	別紙p4 8(2) 再生可能エネルギー計画書等の作成	「道内で発電された再生可能エネルギーによる電気の調達」について、道内で発電された再生可能エネルギーの電気の考え方を示してほしい。	再生可能エネルギー計画書・報告書の項目に追加検討している「道内で発電された再生可能エネルギーによる電気の調達量」については、道内の再生可能エネルギーによる発電所から調達した電力量を計上することを検討しております。
			E
57	別紙p5 9(1) 森林・林業・木材産業の取組	森林を保全することは、自然保護や二酸化炭素の吸収量の拡大にもつながり、森林が多い北海道にとってプラスになる。	北海道は全国一豊かな森林資源を有しており、地球温暖化対策として、二酸化炭素の吸収量の維持・増加につながる森林整備や森林保全は重要と認識しております。 このため、今回の改正素案では、森林の整備推進や保全確保を図り、地域材の利用を促進するとともに、道が実施するこれらの取組に事業者や道民が協力するよう努める旨の規定を検討しております。
			B
58	別紙p5 9(1) 森林・林業・木材産業の取組	森林については、天然林と人工林を一緒にして考えている人がいる。わかりやすい説明が必要ではないか。 アイヌ民族の自然との共生と地球温暖化防止対策を結びつけて考えられないか。	天然林や人工林の考え方など、森林による二酸化炭素吸収源の確保のための具体的な取組については、本条例とも関連のある「北海道森林吸収源対策推進計画」に記載しております。 いただいたご意見は、今後、道の森林吸収源対策の取組を広く道民に普及する際など、今後の取組の参考にさせていただきます。
			C
59	別紙p5 9(2) ブルーカーボンに関する取組	ブルーカーボンによる吸収量を示し、今後増やしていくことを明記すべき。ブルーカーボンの多い海岸・海域を示し、保護すべきエリアを指定して道民の理解を促進すべき。これは海洋の生物多様性や漁業資源を守ることにもつながる。	いただいたご意見も参考に、新たにブルーカーボンの吸収源である藻場、干潟等に関する取組推進や必要な情報の提供に努める規定を検討してまいります。 いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
			C
60	別紙p5 9(2) ブルーカーボンに関する取組	ブルーカーボンは温室効果ガスの吸収源として期待できるのではっきり条例に書くべき。	いただいたご意見も参考に、新たにブルーカーボンの吸収源である藻場、干潟等に関する取組推進や必要な情報の提供に努める規定を検討してまいります。
			C
61	別紙p5 9(3) 自然を活用した取組	北海道の森林の二酸化炭素吸収は日本の地球温暖化防止に十分貢献している。北海道の森林による二酸化炭素吸収量を数字として示し、他県と比較してその役割が大きいことがわかるようにしてほしい。	国の森林面積の22%を占める本道の森林は、森林吸収源として、地球温暖化防止に大きく貢献していると認識しております。 このため、道では、令和4年3月に、全国一豊かな森林に恵まれた本道の優位性を活かし、森林による吸収量の維持、増加に向けた森林吸収源対策のさらなる充実・強化を図るため、「北海道森林吸収源対策推進計画」を改定しました。同計画では、森林による二酸化炭素吸収量について、豊かな森林を有する本道の優位性を示しつつ、具体的な将来の目標値などを示しております。 いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
			C
62	別紙p5 9(3) 自然を活用した取組	地球温暖化防止の観点から、保全すべきエリアを明確に定め、わかりやすく普及すべき。北海道が有する広大な原生の自然を保護することになり、北海道に課せられた重要な役割と考える。	いただいたご意見も参考に、森林や沿岸生態系、湿地等の自然生態系の保管理を通じ、自然生態系が有する機能を活用した二酸化炭素の吸収源対策に努める規定などについて検討してまいります。 いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
			C

No.	頁	ご意見の概要	ご意見に対する道の考え方
63	別紙p5 9(3) 自然を 活用した取 組	大規模風力発電事業に伴う森林伐採による二酸化炭素吸収源の減少、生物多様性の減少はあってはならない。地球温暖化防止のために保護するエリアを早急に指定するべき。	道では、地球温暖化対策を推進するため、森林分野については、令和4年3月に改定した「北海道森林吸収源対策推進計画」に基づき、二酸化炭素吸収源の確保に取り組むこととしています。その中で、活力ある森林づくりを推進するために、1990年以降に間伐や植林などが行われていない人工林の整備を進めるとともに、法令に基づき伐採や転用などが規制されている保安林などの確保を図ることとしております。 また、森林や沿岸生態系、湿地等の自然生態系の保全管理を通じ、自然生態系が有する機能を活用した二酸化炭素の吸収源対策に努める規定などについて検討してまいります。 いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。 C
64	別紙p5 9(3) 自然を 活用した取 組	都市緑化の推進を独立した項目として追加して欲しい。	条例では、吸収源対策促進の規定を設けて、二酸化炭素の吸収量の維持・増加を図るよう取り組むこととしており、条例に基づき策定している地球温暖化対策推進計画では、二酸化炭素吸収源の確保について森林対策とあわせ、都市緑化の推進についても取組を推進することとしております。 いただいたご意見は、今後の取組等の参考にさせていただきます。 C
65	別紙p5 11(1) 道民 の日常生活 における温 室効果ガス の排出量の 削減	他県と比較して、道民がどれだけCO ₂ を排出しているのかわからせて欲しい。推奨する室内温度を条例に記載して欲しい。	道では、道内の温室効果ガス排出量等の状況をとりまとめて公表しており、本道においては、積雪寒冷で広域分散の地域特性から道民一人あたりのCO ₂ 排出量（2019年度）は、全国と比べて約1.3倍と高くなっております。 今回の改正素案では、道民が日常生活において温室効果ガスの排出量を把握し、省エネルギーに資する取組を講ずるよう、道は必要な情報提供を行う旨の規定の拡充のほか、道民、事業者は冷暖房機の適切な温度設定に努めていただく規定の拡充を検討しております。 いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。 C
66	別紙p5 11(1) 道民 の日常生活 における温 室効果ガス の排出量の 削減	もっと生活の中でCO ₂ の排出量削減を呼びかけるべき。大変なことになるなら、もっと普及啓発すべき。	道では、道内の温室効果ガス排出量等の状況をとりまとめて公表しており、本道においては、積雪寒冷で広域分散の地域特性から道民一人あたりのCO ₂ 排出量（2019年度）は、全国と比べて約1.3倍と高くなっております。 今回の改正素案では、道民が日常生活において温室効果ガスの排出量を把握し、省エネルギーに資する取組を講ずるよう、道は必要な情報提供を行う旨の規定の拡充のほか、道民、事業者は冷暖房機の適切な温度設定に努めていただく規定の拡充を検討しております。 いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。 B
67	別紙p5 11(2) 地産 地消の推進	地産地消は、農産物や地域でのエネルギーの消費の面で有効と思うので、積極的に取り入れて欲しい。	いただいたご意見も参考に、道民、事業者は、輸送に係る温室効果ガスの排出量削減を図るため、道内で生産された農林水産物の積極的な地産地消に努めていただく旨の規定を検討してまいります。 B
68	別紙p6 12(1) 気候 変動適応に 関する施策 の推進	気候変動適応の意味を条例に書かないと分からない。	いただいたご意見も参考に、条例において、気候変動適応の定義を規定することを検討してまいります。 B
69	別紙p6 12(1) 気候 変動適応に 関する施策 の推進	気候変動適応は、今後重要な考え方になると思うので、多くの方に知ってもらえるように取り組んで欲しい。	いただいたご意見も参考に、気候変動影響による被害の軽減・回避及び気候変動影響の活用観点から、気候変動適応に関する施策を推進する規定を検討するとともに、今後とも情報提供等に努めてまいります。 B
70	別紙p6 13 財政上 の措置	建築分野の省エネ資材導入への補助支援（補助金など経済的な支援）をして欲しい。	いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。 C
71	別紙p6 13 財政上 の措置	電気料金が高すぎるので補助金を出してほしい。	いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。 C
72	別紙p6 13 財政上 の措置	地球温暖化対策はよいと思うが道民に負担のない範囲で進めるべき。	いただいたご意見も参考に、日常生活における温室効果ガス排出量の削減等を促進するよう努めてまいります。 B
73	全般	地球温暖化関連の用語は難しいものが多いので、解説が必要だと思う。	いただいたご意見も参考に、条例において、必要な用語の定義を規定することを検討してまいります。また、今後とも分かりやすい情報の提供に努めてまいります。 B

No.	頁	ご意見の概要	ご意見に対する道の考え方
74	全般	道で地球温暖化防止条例を改正すると言うことだが、地方が条例でやったところで何の意味があるのかわからない。国連や国際機関がやるべきことのように思う。	条例制定以降、国内外で脱炭素化の動きが加速し、道では2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとするゼロカーボン北海道の実現に向け取り組むことを決意しました。このためには、道民や事業者、関係者の皆様方とその理念や目指す姿を共有して、理解と協力を得て推進していく必要があります。 今回の条例見直しでは、ゼロカーボンの共通認識や今後の政策、社会の方向性を明確に位置づけるため、基本理念の新設や道の責務規定、各分野の取組の規定の追加拡充を図ることなどを検討しているところであり、今後とも皆様のご理解をいただけるよう努めてまいります。 E
75	全般	地球温暖化というが相変わらず北海道は寒いし雪が多い。ピンとこないんだがどう考えるのか。変わってないなら条例を変える必要がないと思う。	2021年8月にまとめられた気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が公表している報告書では「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことは疑う余地がない」と明記され、地球温暖化の進行に伴い今後も極端な高温や大雨等が起こるリスクが増加することなどが示されております。 いただいたご意見も参考に、条例において、道の責務として道民や事業者へゼロカーボン北海道の実現に向けた取組を促進するための分かりやすい情報提供を行うことや地球温暖化対策の重要性について理解促進を図るための規定などを検討してまいります。 E
76	全般	条例の条項に「農業に関する地球温暖化対策」の追加を提案する。 ○農業に関する地球温暖化対策 農業に関する地球温暖化対策として、農地への炭素貯留を推進し、環境負荷軽減に努め、次の事項によって追加又は拡充を図ることとします。 (1) 持続的農業への転換 ○地力の増進を図り堆肥等の有機肥料を施用して、化学農薬及び化学肥料を削減するとともに、土壌炭素の貯留を図ります。 (2) 有機農業の拡大 ○有機農業は、生物の多様性を保ち、土壌生物を生かして、有機質の腐食に富んだ土壌をつくる。炭素含有量の多い腐食な土は、良質な有機農産物を生産して良質な食品を提供します。 (3) 農地への炭素貯留についての調査・研究、情報提供、取組を推進することとします。	今回の改正素案では、農業者を含む事業者全般について、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量を把握し、その事業形態に応じて、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入など排出量の削減等に資する措置を講ずるよう努める規定のほか、道の責務として調査研究及び技術開発の促進、情報提供の規定を検討しております。 また、条例に基づき策定している地球温暖化対策推進計画では、クリーン農業・有機農業など環境保全型農業の推進を重点的取組として掲げ、堆肥や緑肥の施用などを推進することとしており、いただいたご意見も参考に、今後の取組を推進してまいります。 C
77	全般	道民や事業者の責務などを口にする前に、まず道や道職員自身が現状どれだけの二酸化炭素を無駄に放出し、それをいつまでにどのように意味のある形で削減するのか、すべてを具体的に開示することを義務づけるべき。道の取組を公表し、その中身に意味があるか厳しい指摘を受けるべき。 これまでのご意見への考えとして「道の責務として、率先実行の規定について、引き続き盛り込むことを検討していきたい。」などと言いながら万年検討したまま放置しているのが実態ではないのか。道自身の率先実行および定期的な開示を条例で義務づけ、怠った場合の罰則規定もまず整備すべき。道職員の検討する調査すると称してそのままうやむやにする手口は他部局でもしばしば目にするが、期限を決めて対応すべき。	道の責務として、道自らの事務事業の率先実行については継続して規定することとし、温室効果ガス排出量の削減等に取り組んでまいります。 また、道の事務事業において排出した温室効果ガス排出量や取組等については、毎年公表しており、今後ともご意見も参考に、より効果的な取組と分かりやすい公表などに努めてまいります。 C
78	全般	再エネ発電と生物多様性の保全は相容れないと考える。周りに再エネ発電施設ができて、林が消えてそう思っている。	今回の改正素案では、森林や沿岸生態系、湿地等の自然生態系の保管理を通じ、自然生態系が有する機能を活用した二酸化炭素の吸収源対策に努める規定などについて検討しております。 いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。 C
79	全般	住宅の屋根の上に太陽光パネルを取り付けても、冬は積雪で発電できないし、雨漏り・すがもりの危険が増すのではないかと。	いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。 C